

3 労 福 第 7 0 9 号
令和3年11月22日

愛知県経営者協会
会長 大島 卓 様

愛知県労働局長
(公印省略)

日頃は、本県の労働行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本県では、10月18日から本県独自の「警戒領域」での感染防止対策に取り組んでおり、県内の新規陽性者数は、11月4日以降、1日あたり20人を下回る水準で推移し、最近の病床使用率も1%前後となっております。

このような状況を踏まえ、「警戒領域」での感染防止対策について、11月22日(月)から別紙のとおり、その一部を緩和することとしました。

については、貴会関係者の皆様に御周知いただきますとともに、引き続き、本県の趣旨に沿った感染防止対策に取り組まれますよう御理解と御協力をお願い申し上げます。

<添付文書>

- 別紙1 「警戒領域」での感染防止対策の更なる緩和について
- 別紙2 「警戒領域」での感染防止対策(11月22日～)【変更点】
- 別紙3 「警戒領域」での感染防止対策(11月22日～)
- 別紙4 イベント開催時における感染防止安全計画等について

<県WEBページ掲載箇所>

[別紙1～別紙3]

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

[別紙4]

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anzenkeikaku.html>

連絡先 労働福祉課労使関係グループ(渡邊)
電 話 052-954-6361(ダイヤルイン)